

□消防庁における国民保護訓練の取り組み

総務省消防庁国民保護運用室

課長補佐 石田 勝 則

1 はじめに

国民保護法では、国、地方公共団体など様々な関係機関が連携して、警報、避難、救援、災害対処など国民の生命・身体・財産を保護するために対処する仕組みが定められている。実際の場面で、この仕組みが円滑・的確に機能するためには、関係機関の制度運用の理解・習熟が重要であることはもとより、平素からの訓練を通じて国民保護運用の実効性を高めていくことが特に重要である。

消防庁では、年間を通じて、計画的に消防庁単独訓練の実施、中央省庁連携訓練への参加、地方公共団体との共同訓練への参加などにより、自らの対処能力の充実・向上を行うとともに、共同訓練時の計画作成段階から実施段階を通じての積極的な参加及び負担金の交付等により地方公共団体の実施する訓練への支援を行っているところである。

以下においては、①平成18年度に消防庁において実施した図上訓練の実例、②国と地方公共団体との共同訓練等の実施状況について紹介する。

2 消防庁において実施した訓練

消防庁では、中央省庁連携訓練(平成18年9月14日実施)を視野に入れ、平成18年6月2日に全庁職員が参加する国民保護図上訓練を実施した。

(1) 訓練の計画及び準備等

① 訓練の目的

緊急対処事態における消防庁の対応について訓練することにより、消防庁国民保護計画等に基づく消防庁内の対処体制及び対処要領を確認するとともに、国民保護における体制の推移と業務の処理手順について理解を深めることを目的とした。特に、消防庁の主要な役割である「国民保護法等に基づく通知等の事務」、「政府対策本部の活動との連携」、「消防の応援に関する消防庁長官の指示等」が適切に行われるかを確認することをねらいとした。

② 訓練想定

F県において、テロリストにより駅構内で、化学剤が散布されるとともに、石油コンビナートが爆破され、爆発炎上、そして引火の可能性のあるLPガスタンクで亀裂を生じ、ガスが漏洩し、さらに犯人グループが化学

剤を持って立て籠もる事態を想定した。特に、化学剤の散布及び引火の可能性のあるガスに関して、時間毎の拡散の状況と被害について、財団法人消防科学総合センターの支援を得て想定を作成した。

(2) 訓練実施の概要

① 訓練編成

国民保護・防災部長を訓練長官として、消防庁の全職員を統制部(32人)及び演習部(148人)に分けて実施した。

② 訓練の流れ

テロ発生県及び現地消防本部からの被害

報告、政府からの警報及び避難措置の指示等を演習部に状況付与し、演習部でそれを受けて、判断及び対応を実施した。

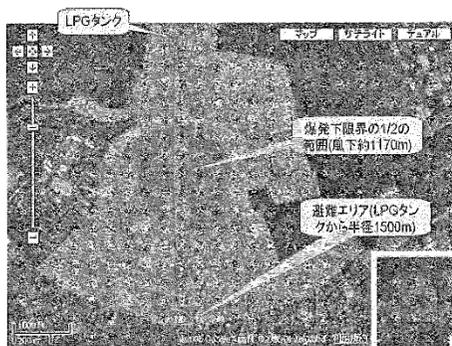
(3) 訓練結果

訓練終了後、反省点が班毎に抽出され、各班で対応できるものは各班で改善するとともに、班間で調整の必要な事項について、班長会議が開催され、そこでの決定に基づいて、改善がなされている。

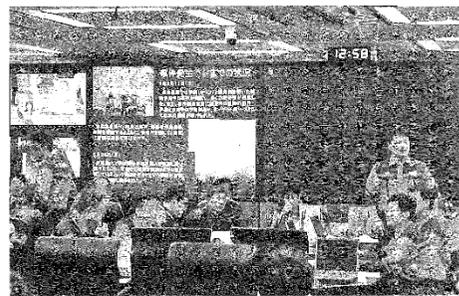
ねらい毎の検証結果については、次のとおり。

時間	1230	1330 訓練開始	1420 事態認定	1530
事案の発生状況	① 化学剤テロ発生 死傷者の増加	② 原油タンク爆発	③ LPGの漏洩	④ 犯人立てこもり
消防応援のニーズ	① 被災者の救助、負傷者の救急搬送、ヘリテレ映像、除染、剤の検知活動、周辺住民への情報提供、避難誘導			
	② 被災者の救助、消火活動、負傷者の救急搬送、ヘリテレ映像、消火薬剤の搬送、避難誘導			
県内処置	③ 避難誘導、周囲の警戒		④ 避難誘導、周囲の警戒	
	① 搬送			
	① ヘリテレ映像			
県外応援	② タンク火災の消火応援			

図1 被害状況の推移と消防応援のニーズ



LPG タンクの漏洩による要避難地域の想定



訓練の様子 参謀班(消防庁対策本部内)

①国民保護法等に基づく通知等の事務

今回、新たに国民保護法上の通知を迅速かつ正確に行うため、消防庁対策本部の分派として、「官邸派遣チーム」を官邸に派遣（統制部に仮設機関の1つとして「官邸派遣チーム」を設置）し、対策本部を指定すべき地方公共団体の指定、警報、避難措置の指示の法定3通知を直接官邸から都道府県に送付することとした。その結果、消防庁対策本部の事務が軽減され、スムーズにその他の通知等を発出でき、官邸派遣チームの有益性を確認できた。

②政府対策本部の活動との連携

連携内容の主なものは、官邸で開催される会議への対応と政府への被災情報の報告についてであるが、これらのことは自然災害や事故災害の場合でも行われており、特に問題がなく対応できた。

③消防の応援に関する消防庁長官の指示等

テロの2次攻撃の予告情報のある中での消防庁の緊急消防援助隊の運用について確認したが、緊急対処事態の場合に緊急消防援助隊を安全に運用するためには、いかに事前に危険情報を入手するかが重要であることが改めて認識された。今後、「官邸派遣チーム」をうまくパイプ役にしながら、官邸との密接な連携をとることの重要性が確認された。

3 国と地方公共団体との共同訓練等の実施状況

国と地方公共団体とが共同で実施する訓練については、平成17年度では、実動訓練1件(11月27日、福井県)、図上訓練1件(10

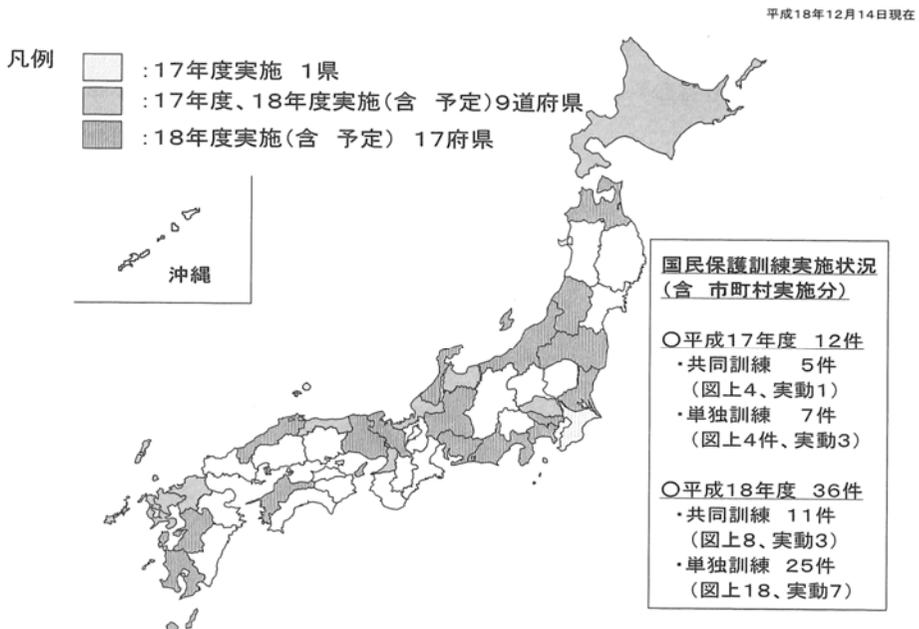


図2 国民保護訓練実施都道府県

月 28 日、埼玉県、富山県、鳥取県、佐賀県)が開催された。

平成 18 年度においては、実動訓練 3 件、図上訓練 8 件が実施となっている。内訳として、実動訓練で、北海道(8 月 25 日)、茨城県(9 月 29 日)、鳥取県(11 月 26 日)、図上訓練で、鳥取県(8 月 9 日)、福岡県(10 月 16 日)、福井県(10 月 20 日)、埼玉県(10 月 26 日)、大阪府(11 月 2 日)、東京都(11 月 10 日)、愛媛県(2 月)、佐賀県(2 月)で開催となっている。

消防庁では、これらの訓練に参加するとともに、地方公共団体の支弁する費用に関して、消防庁においてその予算措置を行い、支援しているところである。

なお、共同訓練以外にも、都道府県や市町村において訓練が行われており、平成 17 年度 7 件(実動訓練 3 件、図上訓練 4 件)から、平成 18 年度 25 件(実動訓練 7 件、図上訓練 18 件)。なお、複数回実施する団体あり。実施予定の訓練も含む)に増加している。

4 最後に

消防庁は、国民保護事案発生時の自治体との窓口、さらに緊急消防援助隊の派遣や職員派遣による技術的支援などの役割を担う省庁として、その国民保護の体制強化が求められている。

一方、国民保護計画が平成 17 年度に全都道府県で作成され、平成 18 年度を目処に市町村においても作成される予定で、都道府県、市町村とも国民保護訓練を実施できる体制が整うことになる。

確かに、平成 17 年度と比べ平成 18 年度は、共同・単独訓練の合計件数は伸びてはいるが、国民保護訓練は、まだ始まったばかりであり、ノウハウの蓄積が十分でないため、とりわけ、新しく訓練を実施しようとする団体にとり困難な点が多いことが想定される。また、これまで国民保護訓練を実施してきた団体においてもさらに一層訓練内容を充実させ、対応能力を向上させていくことが求められている。

これらのことから、消防庁では、消防庁自身が、国民保護事案発生時に迅速・的確に対応できるように訓練を積み重ねるとともに、今後さらに、都道府県や市町村が国民保護訓練を実施しやすいように助言等の支援体制を充実させていくことにしている。